

久留米市子ども・子育て会議について

1 法的性格

子ども・子育て支援法第72条第1項に定める合議制の機関として、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関（設置は努力義務）。

2 条例に定める所掌事務

久留米市子ども・子育て会議条例に定める所掌事務は次のとおり

(1)法第72条第1項各号の事項についての意見聴取

ア 特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき

イ 特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき

ウ 子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき

(2)市長の諮問に応じた子ども・子育て支援に関する重要事項の調査・審議